平成２５年（フ）第５３０１号
大阪府高槻市竹の内町32番４号
債務者　井原　信幸
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６４号
大阪府大阪市住吉区苅田１丁目12番14―115号
債務者　小幡　敦子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７１号
大阪府高槻市富田町２丁目21番13―101号
債務者　ＤＥＮＴ　ＲＯＹＡＬこと　永池　洋一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７５号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目６番６―1409号
債務者　針田紀代子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７６号
大阪府八尾市太田８丁目45番地の３
債務者　佐々木　育
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　川本　進一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２０号
大阪市西区北堀江１丁目18番19号　シバタハイツ403
債務者　北村　　圭
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３２号
大阪市旭区高殿６丁目１番23号　ポストせきめ201号
債務者　三好　幸三
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１９号
大阪市旭区大宮３丁目14番20号
債務者　上田シナ子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０号
大阪府門真市大字三ツ島98番地の113　橋本ハイツ201号
債務者　三木　博子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９号
大阪市生野区巽東４丁目１番14号　メゾンフォルテ中西１―Ｂ、前住所大阪府東大阪市足代新町24番20―207号
債務者　柴　　義巳
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１号
大阪府門真市末広町32番７―203号
債務者　窪田栄利香（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２号
大阪府東大阪市友井２丁目30番８号　共同アパート
債務者　岩坪　孝志
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３号
大阪市浪速区恵美須西２丁目11番11号　メゾン　ド　プルミエ301号
債務者　枝廣　義夫
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６号
大阪府茨木市新郡山２丁目24番102号、前住所大阪府箕面市小野原西２丁目16番28号
債務者　山田　有加
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７号
大阪市都島区大東町２丁目５番31号　西岡第２ビル201号
債務者　中川　雅行
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１号
長崎県長崎市滑石３丁目38番17号　レオパレスⅠ・Ｋ・Ⅰ・Ⅱ―103号
債務者　深松　里香
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係